

# 田川地区高等学校体育連盟申し合わせ事項

## 【強化費について】

- 1 基本的な考え方
  - (1) 田川地区高体連各専門部の競技力向上を目指す。
  - (2) 他の機関、団体で実施する強化講習会等と切り離し、単独事業とする。
  - (3) 県指定選手の強化を含め、その他の選手の強化をはかる。
- 2 用途についての留意点
  - (1) 講師 (管外) 謝礼・交通費・宿泊費・昼食費 (管内) 交通費・昼食費
  - (2) 指導員 (管外) 謝礼・交通費・宿泊費・昼食費 (管内) 交通費・昼食費
  - (3) 顧問 昼食費
  - (4) その他 会場使用料等
- 3 配分について (基本)
  - (1) 配分額は次の事情を考慮して決める。
  - (2) 専門部内規模 (男・女・チーム数等)
  - (3) 単一校、単一種目の専門部は該当しない。
- 4 実施手続きについて
  - (1) 実施計画書を事務局へ提出 (経費支出)
  - (2) 終了後、実施報告書を事務局へ提出

昭和63年12月 8日 施行  
平成 4年 8月 27日 一部改正  
平成11年 4月 14日 一部改正

## 【激励費について】

- 1 全国高等学校定時制通信制体育大会への出場生徒1名につき、2000円の激励金を支出する。  
平成26年12月17日 施行

## 【顧問総会について】

- 1 地区高等学校運動部顧問総会について
  - (1) 各校運動部顧問が一堂に会し、部活動についての研修と親睦を目的として総会をもつ。
  - (2) 開催は、4月内の期日でかつ、田川地区高体連第一回理事会以降に行う。
  - (3) 幹事校は、鶴岡南高・鶴岡工高・鶴岡中央高・鶴岡北高・鶴岡東高の5校の輪番制とする。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
鶴岡南	鶴岡工	鶴岡中央	鶴岡北	鶴岡東	鶴岡南	鶴岡工	鶴岡中央	鶴岡北	鶴岡東

- (4) 総会の内容は、表彰、総会、懇親会とする。

平成27年 12月16日 一部改正

## 【田川地区高等学校体育連盟で主催・共催・後援する事業の申請について】

- 1 田川地区高等学校体育連盟で主催・共催・後援する大会および専門部事業の申請の仕方について以下のように定める
  - (1) 大会については、「主催・共催・後援する大会」に従い、毎年4月、専門部から所定の様式により申請を行う。
  - (2) 各専門部で行う事業についても、同様に毎年4月、所定の様式により申請を行う。
  - (3) 大会および事業の開催1週間前までに田川地区高等学校体育連盟事務局へ要項を提出し、事後1週間以内に結果または報告書を提出する。
  - (4) 事業の準備および運営については、十分に安全に配慮して行うこと。万が一事故・怪我などが発生した場合は事務局まで報告を行うこと。
  - (5) 年度内に新規に事業を行うことになった場合についても、同様の様式にて申請を行うこと。

平成29年12月13日 施行

## 【事務局の移動について】

- 1 事務局の移動について
  - (1) 事務局は、5年ごとに移動し次の順序とする。ただし、高教研保健体育部会の事務局と重複しないよう配慮する。
    - ①鶴南高 ②鶴北高 ③鶴中央高 ④鶴工高
  - (2) 平成10年度より実施する。
  - (3) 理事長、副理事長の選出は次のとおりとする。
    - ①理事長は事務局校より、副理事長は次期事務局校より選出する。